

(平成24年8月29日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月及び同年3月

昭和53年頃、私の母が、申立期間の始期である51年2月まで遡って国民年金の加入手続を行い、申立期間を含む遡り分の国民年金保険料を一括して納付したにもかかわらず、申立期間のみが国民年金保険料の未納期間と記録されているので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間である上、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間の保険料を全て納付している。

また、申立期間の保険料を納付したとする申立人の母親は、昭和47年10月から49年2月までの期間及び54年4月から61年3月までの期間において国民年金に任意加入し、全ての国民年金加入期間の保険料を納付しており、申立人の母親の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人は、「私の母が、申立期間の始期である昭和51年2月まで遡って国民年金の加入手続を行い、申立期間を含む遡り分の国民年金保険料を一括で納付した。」旨を主張しているところ、A市区町村が管理していた申立人の国民年金被保険者名簿、及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の者の国民年金被保険者資格の取得日から、申立人の国民年金被保険者資格の取得届が、昭和51年2月16日を資格取得日として、53年7月頃に届出されたことが推認できる上、当該被保険者名簿には、申立期間の直後の期間である51年4月から53年3月までの国民年金保険料が、54年2月28日に一括して納付されたと記録されており、申立内容と符合している。

加えて、前述の国民年金保険料を一括して納付した日（昭和54年2月28日）

は、第3回特例納付の期間中である上、一括して納付された国民年金保険料のうち、申立期間の直後の期間である昭和51年4月から同年12月までの国民年金保険料は、当該納付日において時効により納付できないため、特例納付により納付された可能性がうかがえることから、申立期間に係る国民年金保険料についても特例納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

島根国民年金 事案434

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から51年3月まで

私が20歳になった昭和47年頃に、母がA市区町村において私の国民年金の加入手続を行った。私は、昭和47年4月から大学生となりB市区町村に居住していたが、申立期間における住民票上の住所地は引き続きA市区町村にあった。

申立期間の国民年金保険料は、母が国民年金保険料の納付組織を通じて、母の分と一緒にA市区町村に納付していたにもかかわらず、申立期間が国民年金の未加入期間と記録されている。

申立期間の国民年金への加入及び国民年金保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金の加入手続は、私が20歳になった昭和47年頃に、母がA市区町村で行った。」と主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間後の昭和53年4月にA市区町村において払い出されていることが確認できることから、申立人の母親は、この頃申立人の国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、当該加入手続を行ったと考えられる時点において、申立期間のうち、大半の期間の国民年金保険料は時効により納付できない。

また、申立人は、「昭和47年4月から51年3月までの期間は、大学に在籍していた。」旨を供述していることから、申立期間のうち、昭和47年4月から申立期間の終期である51年3月までは、国民年金の任意加入対象期間であったと考えられるほか、申立人の母親が加入手続を行ったとする47年頃から前述の国民年金手帳記号番号が払い出されたことが確認できる53年4月までの期間において、前述の払出簿に申立人の氏名は無く、このほかに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、A市区町村が管理していた国民年金被保険者名簿の資格得喪欄に「51年4月1日、新規、強制」と表示され、備考欄に「新手帳交付、手帳本人送付53.5.1」と表示されているほか、国民年金保険料の徴収済記録欄には、申立期間の終期である昭和51年3月の欄に「この月まで納付不用」と表示されていることから、申立人は、申立期間において国民年金の被保険者として管理されていなかったことがうかがえる上、当該被保険者名簿の記録は、特殊台帳の記録及びオンライン記録と符合している。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び申立期間に係る保険料の納付を行ったとする申立人の母親は、「申立期間の国民年金保険料は、国民年金保険料の納付組織を通じて私の分と一緒に納付した。」と供述しているが、前述のとおり、申立期間において、行政側が国民年金の被保険者として管理していなかった申立人の保険料を、国民年金保険料の納付組織で納付できたとは考え難く、このほか、申立人の母親から、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況等について具体的な供述を得ることができない。

このほか、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。